

困っていることは  
ありませんか？

# 相談窓口を 活用しよう！

毎日の生活の中で、疑問に思っていることや、誰かに相談したいと思っていることはありませんか？  
区役所では、日常生活のさまざまな問題を解決して市民生活の安定に役立てていただくため、市政外相談を行っています。  
今月は、区役所1階の相談コーナーなどで行っている市政外相談の窓口を紹介します。

この特集の問い合わせ先  
総務企画課広聴係 ☎(582)4714

話すだけで楽になる  
気持ちがあります

## 家庭生活相談

家庭生活相談では、相談者の悩み事を傾聴し共に考えることで、悩み事や問題に向き合っており、ご自身の力で解決していただけるようお手伝いをしています。

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターで研修を受け、1級の認定を受けた家庭生活カウンセラーがお話を伺っています。

### 主な相談内容

家庭生活、生き方、近隣関係、育児など

相談日 月曜日、水曜日  
時間 10:00~12:00  
13:00~16:00

相談方法 面談、電話(582-2400(代表))

国の仕事や手続きで  
困っていませんか？

## 行政相談

行政相談では、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、公正・中立の立場から、国の仕事全般（国道や社会福祉、年金など）への苦情や意見、要望を受け付け、関係機関への申し入れを行っています。

伺った要望などは、問題の解決や要望の実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かしています。

### 主な相談内容

国の仕事全般の苦情や意見、要望など

相談日 火曜日  
時間 13:00~16:00

相談方法 面談、電話(582-2400(代表))

## 相談日カレンダー

月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
家庭生活相談	行政相談	家庭生活相談	法律相談 (第1・第3週)	
	交通事故相談 (第1・第3週)		司法書士相談 (第2・第4週)	
あいワーク南				

※祝日・年末年始は、相談を行っていません。  
※あいワーク南は、南区民センター1階にあります。

